

ミツヒロニュース



暑い日が続いています。

このたびの豪雨および土砂災害により、亡く
なられた方々の御冥福を心からお祈りする
とともに、被災された皆様へ心よりお見舞
い申し上げます。また、被災地支援・復旧
に尽力されている関係者の皆様に、深く感謝申し上げま
す。多くの方々が、被災地支援を考えていると思いま
す。そこで、被災地支援にかかる、税務上の取扱いにつ
いて弊社ホームページにてご紹介しております。

ぜひ、参考にさせて頂ければと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇「少額減価償却資産の
損金算入特例」
～適用期限2年延長～
- ◇手元のキャッシュは
社長の精神安定剤
- ◇住民税決定通知書と
ふるさと納税
- ◇夏期休業のお知らせ
- ◇あとがき「仲間が増えました!」
～新入社員紹介 3～



「少額減価償却資産の損金算入特例」 ～適用期限2年延長～

年間 50 万を超える法人が適用する、30 万円未満の減価償却資産を全額損金として認めてもらえる制度、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度」（以下、当該制度）の適用が 2 年延長されました。これは法人だけでなく、個人事業者であっても同様の取扱いがありますが、ここでは法人を前提に制度を紹介いたします。

○当該制度の概要

当該制度は、従業員数 1,000 人以下の中小企業者等※が、一定期間内に取得等し、かつ、事業に用いた取得価額 30 万円未満である減価償却資産で一定のもの（以下、少額減価償却資産）を費用にしたときは、その費用とした金額の合計額が事業年度単位で 300 万円（事業年度が 12 ヶ月に満たない場合には月数按分が必要）に達するまで、その事業年度の損金として認めてもらえる特例です。

※中小企業者等とは、資本（又は出資、以下同じ。）の有無に応じて、それぞれ次に掲げる法人です。

① 資本がある場合

…その資本金の額が 1 億円以下であること

ただし例え 1 億円以下であっても、次の法人に発行済株式総数（出資総額）の 2 分の 1 以上を所有されている法人や 2 以上の大規模法人に発行済株式総数（出資総額）の 3 分の 2 以上を所有されている法人は、“中小企業者”にはなれません。

a. 常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人

b. 同一の大規模法人（資本金の額が 1 億円を超える法人又は資本がない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人で、中小企業投資育成株式会社を除く。）

② 資本がない場合

…常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

○適用のポイント

当該制度を適用するにあたり、注意すべきポイントは、次のとおりです。



(1) 期間が限定されていること

適用には期限があります。改正前は平成 30（2018）年 3 月 31 日まででしたが、平成 30 年度税制改正により期限が 2 年延長され、“平成 32（2020）年 3 月 31 日まで”となりました。

(2) 適用できる金額に上限があること

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産であることが要件です。
この“取得価額”の単位は、通常の減価償却資産の取得価額の判定と同じで、「通常 1 単位として取引されるその単位ごと」です。
また、金額に消費税分を含めるか否かは、法人の経理方法に従います（税抜き経理→税抜きで判断）。

例（1 単位）

- ・応接セット
……テーブルとソファの合計
- ・部屋のカーテン
……1 部屋ごとの合計

(3) 他の特例と併用できないこと

研究開発税制を除き、他の租税特別措置法上の特例（圧縮記帳・特別償却・税額控除）との併用適用はできません。

(4) 経理処理や申告手続きが必要です

実際に適用を受ける場合には、次の経理処理や手続きが必要です。

- ・費用として経理処理（損金経理）すること
- ・申告の際に明細書（別表十六（七））を添付すること

なお、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満である場合には、3 年間で償却する制度（20 万円未満の一括償却資産の損金算入制度）の適用も考えられます。20 万円未満の一括償却資産の損金算入制度を適用したときには、償却資産税の対象にはなりませんが、当該制度は対象になります。そのため当該制度とどちらを適用した方が総合的に有利なのか、慎重な検討が求められます。

○取得価額金額別の特例適用可否（適用○、不適用×）

取得価額	償却方法		
	10 万円未満の 少額減価償却 資産	20 万円未満の 一括償却資産 の損金算入	当該制度
	全額損金算入	3 年均等償却	全額損金算入 (年 300 万円上限)
10 万円未満	○	○	○
10 万円以上 20 万円未満	×	○	○
20 万円以上 30 万円未満	×	×	○



手元のキャッシュは社長の精神安定剤

社長という立場は孤独なものです。会社を守り、社員を守り、事業を拡大するにはその孤独に打ち勝たなければなりません。孤独だから故に、とてつもない不安に襲われることが多々あります。忙しく働いている昼間はそれほどではないのに、夜一人になると次々と不安が沸き起こってきて感情を抑えきれなくなります。

「急に商品が売れなくなったらどうしよう」「客足が減ってしまったらどうしよう」。どんなに会社が大きくなっても、この不安が消えることはありません。

「自分はいったい何をしたいか、毎日、不安と闘っているのだろうか・・・」、そう考えることも少なくありません。

いつも考えた末にたどり着くのは、世の中に貢献できる何かを生み出したいという夢であり、その夢を実現するために苦しくて闘っているのだと思うのです。世の中に様々な職業がありますが、これほど不安と闘い続けなければならない職業は他にはないと思います。

その社長の不安の中でも特に影響が多いのが「資金」に関する不安です。売上が増えれば資金が楽になると思って必死になっているのに、業績を伸ばそうとするほど、先立つ資金が増える一方でますます苦しくなる、という経験をされた方が多くいらっしゃると思います。

手元のキャッシュを厚くして資金繰りに関する不安をなくすことは、社長が本業に集中するためにも大切なことだと思います。



【銀行目線の月商2カ月分の預金残高を目指す】

上半期が経過すると、期末に向けて、手元のキャッシュで借入金を返済していくことで、決算時点での借入金を極力少なくし、それによって自己資本比率などの財務比率を良くしようとする方がいらっしゃいます。期末近くの資金調達を控える方もいらっしゃいます。

これらは正しくもあり、ある意味で危険でもあります。借入金を減らした結果、手元の預金残高も枯渇した状態で決算を迎えてしまうからです。

金融機関というのは、晴れの日に傘を貸そうとします。つまり、必要ない時こそ貸そうとするのです。必要ない時というのはもちろん預金残高が潤沢で、当面の資金繰りに不安がない時を言います。逆に、預金残高がギリギリの状態の会社には、危なっかしくて融資ができなくなります。預金残高ギリギリとは、平均月商の1カ月分を下回るような預金残高の状態です。

金融機関に良く思われたいと思って借入金の削減が、預金の残高を減らしてしまうことでかえって評価が下がるのでは本末転倒です。通常、多くの金融機関は期末から2カ月後に決算書が仕上がるまでの間は融資を控えるケースが多いので、期末時点で預金ギリギリの場合、そこからさらに2カ月間は不安で一杯の資金繰り状況ということになります。

ある程度、借入金残高をキープしながら預金を月商の2カ月分程度確保していた方が、金融機関からは貸しやすい会社になりますので、ご注意ください。



【自社の会社規模に釣り合う金融機関と付き合い】

メインバンクの定義には様々なありますが、一つの視点として、もし自社が倒産した時に、金融機関から見て困ったことになるのかどうか、という視点があります。

例えば、同じ1千万円の融資でも、メガバンクと地銀、信金、信組では、倒産した時のダメージが全く違います。メガバンクではただか1千万円程度の焦げ付きは意に介さないはずですが。

この場合、その1千万の融資が、各金融機関の融資残高の中で一番多いからといって、そのメガバンクが、ピンチにある中小企業の支援してくれるのでしょうか。放置しておいても困ったことにならないのなら、そのままにして、別の1億円を借りてくれる会社に足繁く通うはずですが。

月商2カ月分の預金残高をキープするには、自社のことを気にかけてくれる金融機関とのお付き合いが必要です。自社のことを大事に思ってくれているかどうかの物差しとして、担当者に「何社くらい担当されています？ 全社の融資額は合計でいくらになりますか？」と聞いてみてください。その担当者の一社あたりの平均額が分かります。その平均額より自社の融資残高が多ければ気にかけてくれますし、少なければその他多くの中の一社としか思ってくれていないかもしれません。自社のことを気にかけてくれる金融機関から融資を受ける、これも資金繰りの不安から解消されるために必要なことなのです。

《住民税決定通知書とふるさと納税》

◆住民税決定通知書で確認すべき項目

5月中旬から6月上旬にかけ、各自治体から、住民税の特別徴収義務者である雇用主宛に「住民税の税額決定・納税通知書」が届き、給与所得者である各個人には、「納税義務者用」の明細が手渡されたと思います。受け取った際には、毎月の控除額を確認するだけでなく、計算に間違いがないか確認することをお勧めします。会社が提出した給与支払報告書に間違いの原因があった場合もありますし、自治体での計算時のミスがあるかもしれないからです。

確認すべき項目は、各人の事情で違いますが、前年中に転職した人であれば全部の給与収入が反映されているか、結婚や出産などで扶養家族に増減があった場合にはそれがきちんと反映されているか等々です。

◆ふるさと納税は限度額以内だった？

扶養家族数の間違いなどは、会社か自治体の手違いですから、修正してもらえばそれで終了です。一方で、確定した結果が自分の予想と違っていた場合に考え直さなければならない項目があります。ふるさと納税の寄附金控除額です。

ワンストップ特例制度を使っている方は、すべての寄附金控除が住民税で行われますので、「住民税の税額決定・納税通知書」に記載されている「寄附金控除額+2千円」が自分の寄附総額と合致していればOKです。

6自治体以上への寄附で自身が確定申告した方は、「確定申告書で控除された寄附金控除+住民税での寄附金控除額+2千円」が自分の寄附総額と合っていればOKです。

◆ふるさと納税寄附金限度額の検証方法

上記のチェックで納め過ぎがなかったかどうかの確認はできますが、もっと寄附できたかどうかは次の方法で確認できます。「住民税の税額決定・納税通知書」の税額欄に「所得割額」という項目があります。市（区）民税と県（都）民税を合計します。

【控除限度額＝所得割額×20%÷(90%－所得税限界税率※)/100%+2,000円】

※所得税限界税率とは、所得税計算の最高税率に復興特別所得税(2.1%)を上乗せした数字です。自分の所得税率は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除額の合計額」を差引いた額により所得税の税率等で確認できます。

(国税庁サイト <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>)。

参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部



夏期休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、下記の期間を夏期休業とさせていただきます。何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承のほど、宜しくお願い申し上げます。

8月11日(土・祝)～15日(水)

尚、**16日(木)**より、平常通り業務を行います。

あしがき

初めまして、4月から入社いたしました田口(たぐち)と申します。入社して4ヶ月が経ち、職場や仕事、社会人生活にも慣れてきました。最近では車の運転をする機会も増え、運転が苦手な私にとっては不安しかありませんが頑張っています。仕事では日々学ぶことも多く、たくさん新しいことを吸収させていただいています。まだまだ未熟者ではありますが、多くのことを学び頑張っていきたいです。新入社員3人で切磋琢磨し合いながら成長していけたらと思っています。これからよろしくお願いいたします。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

